

小国町中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																																																																																												
<p>1.～6. [2] (2) ① 略</p> <p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業</p> <p>【事業名】夏山冬里克雪住宅整備事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和7年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>小国町</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>定住人口 歩行者・自転車通行量</td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。</td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td><u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u></td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和7年度～</td></tr> <tr><td>【支援主体】</td><td>内閣府</td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td></td></tr> </table> <p>【事業名】移住定住促進事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和元年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>小国町</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>定住人口 歩行者・自転車通行量</td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。</td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td><u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u></td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和8年度～</td></tr> <tr><td>【支援主体】</td><td>内閣府</td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td></td></tr> </table> <p>【事業名】住宅総合支援事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>平成25年度～</td></tr> </table>	【事業実施時期】	令和7年度～	【実施主体】	小国町	【事業内容】	町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する	【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量	【活性化に資する理由】	中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。	【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>	【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府	【その他特記事項】		【事業実施時期】	令和元年度～	【実施主体】	小国町	【事業内容】	移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する	【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量	【活性化に資する理由】	都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。	【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>	【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	内閣府	【その他特記事項】		【事業実施時期】	平成25年度～	<p>1.～6. [2] (2) ① 略</p> <p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業</p> <p>【事業名】夏山冬里克雪住宅整備事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和7年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>小国町</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>定住人口 歩行者・自転車通行量</td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。</td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td><u>デジタル田園都市国家構想交付金</u></td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和7年度～</td></tr> <tr><td>【支援主体】</td><td>内閣府</td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td></td></tr> </table> <p>【事業名】移住定住促進事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和元年度～</td></tr> <tr><td>【実施主体】</td><td>小国町</td></tr> <tr><td>【事業内容】</td><td>移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等</td></tr> <tr><td colspan="2">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr> <tr><td>【目標】</td><td>目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する</td></tr> <tr><td>【目標指標】</td><td>定住人口 歩行者・自転車通行量</td></tr> <tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。</td></tr> <tr><td>【支援措置名】</td><td><u>デジタル田園都市国家構想交付金</u></td></tr> <tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和8年度～</td></tr> <tr><td>【支援主体】</td><td>内閣府</td></tr> <tr><td>【その他特記事項】</td><td></td></tr> </table> <p>【事業名】<u>(4) から移設</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【事業実施時期】</td><td></td></tr> </table>	【事業実施時期】	令和7年度～	【実施主体】	小国町	【事業内容】	町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する	【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量	【活性化に資する理由】	中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。	【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>	【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府	【その他特記事項】		【事業実施時期】	令和元年度～	【実施主体】	小国町	【事業内容】	移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等	活性化を実現するための位置付け及び必要性		【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する	【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量	【活性化に資する理由】	都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。	【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>	【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	内閣府	【その他特記事項】		【事業実施時期】	
【事業実施時期】	令和7年度～																																																																																												
【実施主体】	小国町																																																																																												
【事業内容】	町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。																																																																																												
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																													
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する																																																																																												
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量																																																																																												
【活性化に資する理由】	中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。																																																																																												
【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>																																																																																												
【支援措置実施時期】	令和7年度～																																																																																												
【支援主体】	内閣府																																																																																												
【その他特記事項】																																																																																													
【事業実施時期】	令和元年度～																																																																																												
【実施主体】	小国町																																																																																												
【事業内容】	移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等																																																																																												
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																													
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する																																																																																												
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量																																																																																												
【活性化に資する理由】	都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。																																																																																												
【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>																																																																																												
【支援措置実施時期】	令和8年度～																																																																																												
【支援主体】	内閣府																																																																																												
【その他特記事項】																																																																																													
【事業実施時期】	平成25年度～																																																																																												
【事業実施時期】	令和7年度～																																																																																												
【実施主体】	小国町																																																																																												
【事業内容】	町が中心市街地における空き家等を活用し、雪への対応に不安を抱く周辺部の高齢者等が冬期間に中心市街地で生活できるよう住宅整備を進めるもの。また夏場は、移住希望者等の活用も進める。																																																																																												
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																													
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する																																																																																												
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量																																																																																												
【活性化に資する理由】	中心市街地における居住人口の増加につながるとともに、町内外からの交流が促進され、まちの活性化とにぎわい創出に寄与する。																																																																																												
【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>																																																																																												
【支援措置実施時期】	令和7年度～																																																																																												
【支援主体】	内閣府																																																																																												
【その他特記事項】																																																																																													
【事業実施時期】	令和元年度～																																																																																												
【実施主体】	小国町																																																																																												
【事業内容】	移住支援金の交付、移住体験ツアーの実施等																																																																																												
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																													
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する																																																																																												
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量																																																																																												
【活性化に資する理由】	都市住民との交流、地域の魅力をPRする場を創造するとともに、移住希望者に対する各種サポートを実施することにより、多様な主体の関わり合いが生まれ、まちの活性化に寄与する。																																																																																												
【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>																																																																																												
【支援措置実施時期】	令和8年度～																																																																																												
【支援主体】	内閣府																																																																																												
【その他特記事項】																																																																																													
【事業実施時期】																																																																																													

【実施主体】	小国町		
【事業内容】	住宅のリフォーム支援を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	住宅のバリアフリー化及び省エネ化など、町民が行う自宅のリフォーム経費を支援する。 住環境整備と、空き家の発生抑制にもつながり、まちの活性化に寄与する。		
【支援措置名】	<u>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和6年度～</u>	【支援主体】	<u>国土交通省</u>
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

【事業名】 公営住宅解体事業 (略)

【事業名】 (2) ②へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

【事業名】 公営住宅解体事業 (略)

【事業名】 住宅総合支援事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	住宅のリフォーム支援を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 まちに暮らす 目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	定住人口 歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	住宅のバリアフリー化及び省エネ化など、町民が行う自宅のリフォーム経費を支援する。 住環境整備と、空き家の発生抑制にもつながり、まちの活性化に寄与する。		
【支援措置名】	<u>新規追加</u>		
【支援措置実施時期】	<u>新規追加</u>	【支援主体】	<u>新規追加</u>
【その他特記事項】			

(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 文化的建築物保全活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	民間		
【事業内容】	文化的建築物である旧電興社寮について、調査を実施し保全と活用を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地における文化的建築物の利活用を進めることにより、町内外からの交流が促進され、まちの活性化と、にぎわい及び回遊の創出に寄与する。		
【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(略)

(3)～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 デマンドタクシー運行事業

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	町営バス運行エリア外において、中心市街地と周辺部を結ぶ町民の足として、また観光の移動手段としてデマンドタクシーを運行するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	町営バス運行エリアにおいてデマンドタクシーを運行するもの。ほぼ周辺部から中心市街地へのアクセスとして利用されており移動の利便向上は、まちなかの活性化と、にぎわい及び回遊の創出に寄与する。		
【支援措置名】	<u>地域内フィーダー系統確保維持費補助金</u>		
【支援措置実施時期】	令和6年4月～令和11年3月	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 除雪事業

【事業実施時期】	昭和58年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	降雪期の通行確保のため町道除雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		

【事業名】 文化的建築物保全活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	民間		
【事業内容】	文化的建築物である旧電興社寮について、調査を実施し保全と活用を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地における文化的建築物の利活用を進めることにより、町内外からの交流が促進され、まちの活性化と、にぎわい及び回遊の創出に寄与する。		
【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(略)

(3)～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 デマンドタクシー運行事業

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	町営バス運行エリア外において、中心市街地と周辺部を結ぶ町民の足として、また観光の移動手段としてデマンドタクシーを運行するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	町営バス運行エリアにおいてデマンドタクシーを運行するもの。ほぼ周辺部から中心市街地へのアクセスとして利用されており移動の利便向上は、まちなかの活性化と、にぎわい及び回遊の創出に寄与する。		
【支援措置名】	<u>地域公共交通確保維持事業</u>		
【支援措置実施時期】	令和6年4月～令和11年3月	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 (4)から移設

【事業実施時期】	昭和58年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	降雪期の通行確保のため町道除雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		

【活性化に資する理由】	降雪期は、駅及び国道など公共交通へのアクセス確保、通勤・通学を踏まえた道路除雪が必要であるとともに、冬期間も支障なく移動できることにより、町内外からの交流が促進され、まちの活性化に寄与する。		
【支援措置名】	<u>道路除雪安全対策事業費補助金</u> <u>防災・安全交付金（道路事業）</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和6年度～</u>	【支援主体】	<u>国土交通省</u>
【その他特記事項】			

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)

【事業名】高齢者等暮らし応援事業 (略)

【事業名】(3)へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(2) 協議会の構成員と開催状況

表2.9 構成員及び協議会委員

構成員		協議会委員	備考
団体名	役職		
(株)小国いきいき街づくり公社	代表取締役	<u>仁科 洋一</u>	
小国町商工会	<u>会長</u>	佐藤 靖彦	
小国町中心商店街協同組合	代表理事	<u>柴田 伸也</u>	
NPO法人おぐにスポーツクラブY u i	理事長	舟山 孝夫	
小国町スポーツ協会	会長		
一般社団法人YOKAMOS	代表理事	<u>井上 昌樹</u>	

【活性化に資する理由】	降雪期は、駅及び国道など公共交通へのアクセス確保、通勤・通学を踏まえた道路除雪が必要であるとともに、冬期間も支障なく移動できることにより、町内外からの交流が促進され、まちの活性化に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)

【事業名】高齢者等暮らし応援事業 (略)

【事業名】除雪事業

【事業実施時期】	昭和58年度～		
【実施主体】	小国町		
【事業内容】	降雪期の通行確保のため町道除雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 まちを回遊する		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	降雪期は、駅及び国道など公共交通へのアクセス確保、通勤・通学を踏まえた道路除雪が必要であるとともに、冬期間も支障なく移動できることにより、町内外からの交流が促進され、まちの活性化に寄与する。		
【支援措置名】	<u>新規追加</u>		
【支援措置実施時期】	<u>新規追加</u>	【支援主体】	<u>新規追加</u>
【その他特記事項】			

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(2) 協議会の構成員と開催状況

表2.9 構成員及び協議会委員

構成員		協議会委員	備考
団体名	役職		
小国町商工会	<u>副会長</u>	佐藤 靖彦	
(株)小国いきいき街づくり公社	代表取締役	<u>今 与志裕</u>	
J R 東日本(株)小国駅	駅長	丸山 貴光	
<u>(株)小国タクシー</u>	代表取締役	<u>山口 修一</u>	
(株)山形銀行小国支店	<u>小国支店長</u>	<u>北村 潤</u>	
山形中央信用組合小国支店	支店長	<u>佐藤 大輔</u>	

おぐに移住者コミュニティつむぐ	代表	舟山 康名	
小国町役場	副町長	阿部 英明	
小国町役場 総務企画課	政策企画監	佐藤 友春	
小国町役場 総務企画課	企画財政主幹	高橋 俊典	
小国町役場 町民課	課長	青木 伸幸	
小国町役場 地域整備課	課長	伊藤 鉄哉	
小国町役場 教育振興課	課長	小野 正晴	
小国町役場 健康福祉課	課長	瀬齊 知倫	
小国町観光協会	会長	鈴木 正昭	
J R 東日本(株)小国駅	駅長	丸山 貴光	
㈱山形銀行小国支店	店長	佐藤 裕一	
山形中央信用組合小国支店	支店長	岡田 裕二	
日本郵便㈱小国郵便局	局長	二藤部 美浩	
小国町社会福祉協議会	会長	高橋 和衛	
あけぼの地区自治会	副会長	西澤 智晃	

表30 協議会の開催状況

開催回数	開催日	主な議題
第1回	令和4年10月26日	・規約、役員選任 ・計画の内容、アンケート調査内容 ・今後のスケジュール
第2回	令和5年2月22日	・中心市街地活性化基本計画の整理 ・今後のスケジュール
第3回	令和5年9月14日	・中心市街地活性化基本計画の素案等について ・今後のスケジュール
第4回	令和5年11月24日	・中心市街地活性化基本計画の素案等について ・今後のスケジュールについて
第5回	令和7年5月28日	・令和6年度定期フォローアップの報告について
第6回	令和8年1月13日	・中心市街地活性化基本計画の計画変更について

(5) 協議会の規約

<p>小国町中心市街地活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による中心市街地活性化協議会を設置することにより、小国町の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調整を図り、もって小国町中心市街地の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この協議会は、小国町中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第3条 協議会の活動内容は、小国町の広報紙、ホームページへの掲載により行う。</p> <p>(活動)</p> <p>第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>(1) 小国町が作成する法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、</p>

東北労働金庫長井支店小国代理店	店長	村上 秀明	
日本郵便㈱小国郵便局	局長	山口 陽一	
山形おきたま農業協同組合小国経済支店	支店長	齋藤 義昭	
小国町社会福祉協議会	会長	小林 新太郎	
あけぼの地区自治会	会長	今 則雄	
小国町中心商店街協同組合	代表理事	木下 三千男	
小国町観光協会	会長	鈴木 正昭	
NPO法人おぐにスポーツクラブY u i	理事長	舟山 孝夫	協議会副会長
小国町スポーツ協会	会長	舟山 孝夫	
おぐに移住者コミュニティつむぐ	代表	舟山 康名	
小国町校長会	会長	今 秀之	
岩井沢長生会	会長	渡部 宏	
㈱ステイ	代表取締役	舟山 泰則	
一般社団法人YOKAMOS	代表	石井 宏和	
小国町	副町長	阿部 英明	

表30 協議会の開催状況

令和4年度	開催日	主な議題
第1回	令和4年10月26日	・規約、役員選任 ・計画の内容、アンケート調査内容 ・今後のスケジュール
第2回	令和5年2月22日	・中心市街地活性化基本計画の整理 ・今後のスケジュール
第3回	令和5年9月14日	・中心市街地活性化基本計画の素案等について ・今後のスケジュール
第4回	令和5年11月24日	・中心市街地活性化基本計画の素案等について ・今後のスケジュールについて
新規追加		
新規追加		

(5) 協議会の規約

<p>小国町中心市街地活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による中心市街地活性化協議会を設置することにより、小国町の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調整を図り、もって小国町中心市街地の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この協議会は、小国町中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第3条 協議会の活動内容は、小国町の広報紙、ホームページへの掲載により行う。</p> <p>(活動)</p> <p>第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>(1) 小国町が作成する法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、</p>

<p>必要な事項についての意見提出</p> <p>(2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換</p> <p>(3) 前号に掲げるものの他、中心市街地活性化に係る事業に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第5条 協議会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 小国町商工会</p> <p>(2) 株式会社小国いきいき街づくり公社</p> <p>(3) 小国町</p> <p>(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者</p> <p>(5) 前号に掲げる者の他協議会において特に必要があると認められる者</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 協議会の委員は、前条各号に該当する者をもって充てる。ただし、団体、企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>2 会長は、会議において委員の中から選任する。</p> <p>3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 役員任期及び任期中の変更については、第6条第2項及び第3項を準用する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。</p> <p>2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p>3 企業・団体等の構成員から指名された委員はやむを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体等から代理として出席することができる。</p> <p>4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> <p>5 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第11条 協議会は、小国町が作成する中心市街地活性化基本計画の計画期間満了をもって解散する。</p> <p>2 中心市街地活性化基本計画の計画期間満了前に解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会の事務を処理するため、小国町産業振興課に協議会の事務局を置く。</p> <p>(補足)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p>必要な事項についての意見提出</p> <p>(2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換</p> <p>(3) 前号に掲げるものの他、中心市街地活性化に係る事業に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第5条 協議会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 小国町商工会</p> <p>(2) 株式会社小国いきいき街づくり公社</p> <p>(3) 小国町</p> <p>(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者</p> <p>(5) 前号に掲げる者の他協議会において特に必要があると認められる者</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 協議会の委員は、前条各号に該当する者をもって充てる。ただし、団体、企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>2 会長は、会議において委員の中から選任する。</p> <p>3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 役員任期及び任期中の変更については、第6条第2項及び第3項を準用する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。</p> <p>2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p>3 企業・団体等の構成員から指名された委員はやむを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体等から代理として出席することができる。</p> <p>4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> <p>5 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第11条 協議会は、小国町が作成する中心市街地活性化基本計画の計画期間満了をもって解散する。</p> <p>2 中心市街地活性化基本計画の計画期間満了前に解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会の事務を処理するため、小国町総務企画課に協議会の事務局を置く。</p> <p>(補足)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>
---	---

附 則
1 この規約は、令和4年10月17日から施行する。
2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
附 則
1 この規約の変更は、令和7年5月28日から施行する。
2 令和7年5月13日より就任の委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
- 12. 認定基準に適合していることの説明

附 則
1 この規約は、令和4年10月17日から施行する。
2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
新規追加

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
- 12. 認定基準に適合していることの説明